

平成29年3月31日

「建設工事の最低制限価格の設定方法」の改定について

建設業を巡る厳しい状況が続く中、過当な競争の防止と品質確保の観点から、実効あるダンピング対策を講じることを目的に、最低制限価格の設定方法を改定する。

1 建設工事の最低制限価格の設定方法

【改正前】

1 予定価格の4分の3を下らない範囲内で設定するもの

(1) 次に該当する建設工事

- ① 見積による諸経費率を適用して積算を行っている場合
- ② 別表(参考)による積算基準以外の基準により積算を行っている場合

2 予定価格の4分の3を下らず、(2)で設定するもの

(1) 上記(1)に該当するものを除く、すべての建設工事

- ##### (2) 最低制限価格の算出方法は、次式により設定するものとする。この場合において、1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げる。

最低制限価格(税抜) \geq 最低制限基準価格 + (最低制限基準価格 \times ランダム係数(電子計算機により算出した 0%~1% までの数値))

最低制限基準価格は、別表(参考)による積算基準を用いた積算価格により、次式により設定するものとする。

最低制限基準価格 \geq 直接工事費 \times 0.95 + 共通仮設費 \times 0.90 + 現場管理費 \times 0.60 + 一般管理費等 \times 0.30 (この場合において、1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げる。)

3 最低制限基準価格に用いる算出式の運用

別表のとおり

【改正後】

最低制限価格(消費税及び地方消費税相当額を除く)の算出方法は、予定価格(消費税及び地方消費税相当額を除く)に100分の90を乗じ、100万円以上の場合は10万円単位、100万円未満の場合は1万円単位とし、端数を切り捨てる。

2 対象工事

すべての建設工事

3 適用

平成 29 年 4 月 1 日以降に入札する建設工事に適用する。

4 その他

「平成 22 年発生災害復旧工事に係る最低制限家格の設定方法」については廃止する。